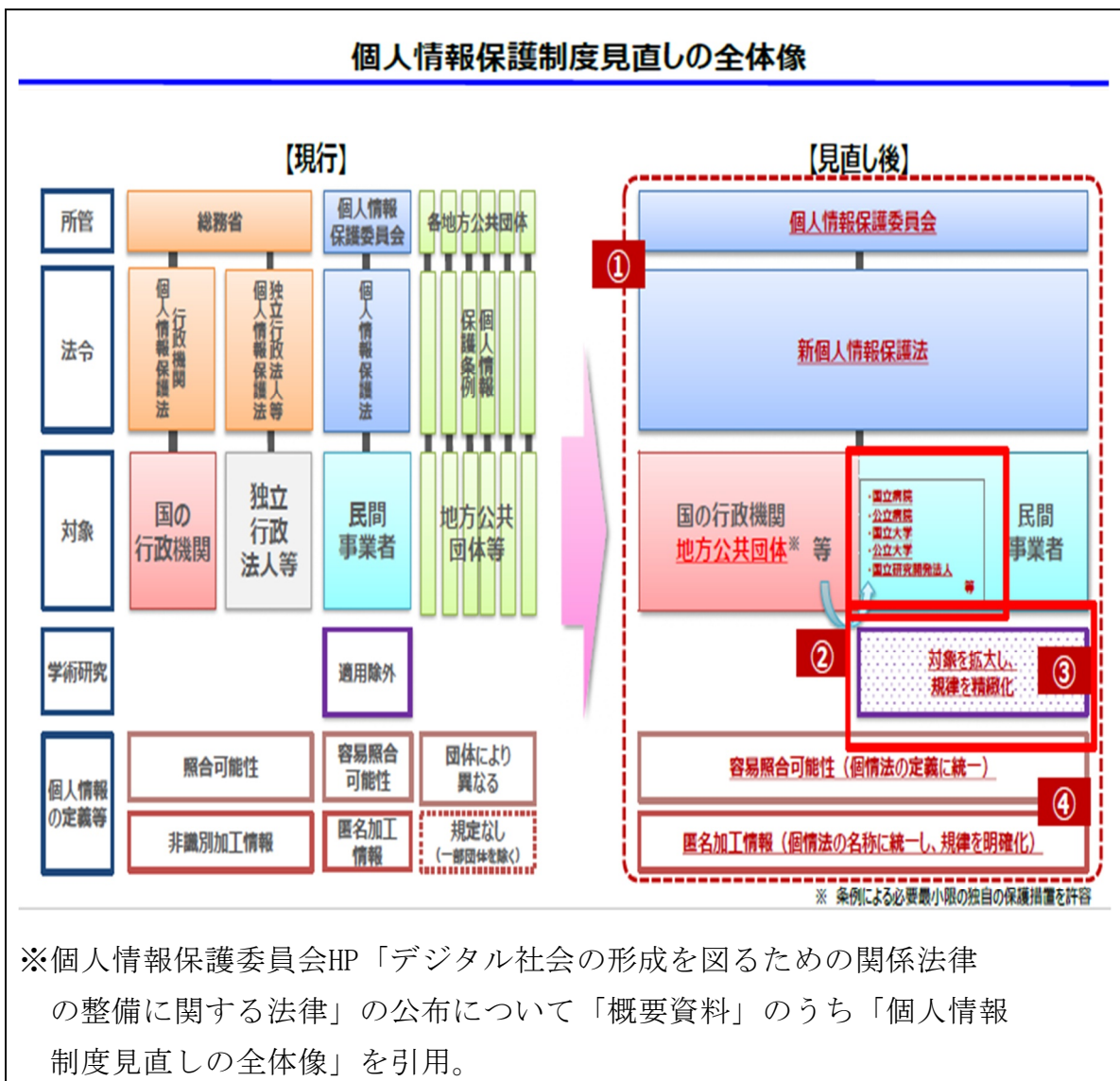


長岡市個人情報保護法施行条例制定（案）の概要

1 個人情報の保護に関する法律の改正の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定により、個人情報保護制度の見直しが行われ、制度を実施する主体（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体）によって適用される法令が異なることとなっていたものが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）に一本化されることとなりました。



2 条例制定の理由及びその主旨

上記1により、本市を含む地方公共団体（議会を除く。）においても、改正法

の規定が適用されることとなるため、長岡市個人情報保護法施行条例（以下「新条例」という。）において同法の施行に関し必要な事項を定め、従前の長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号。以下「旧条例」という。）を廃止し、及び関連する条例について所要の改正を行います。

3 長岡市個人情報保護法施行条例の骨子

(1) 改正法により条例で定めることとされている事項

ア 開示請求に係る手数料

地方公共団体に対する開示請求については、手数料の額を条例で定める（手数料無料も含む。）こととされています。

本市では、手数料の額は「無料」とし、現行と同様に、開示の実施にあたり現に要する費用を徴収する予定です。

(2) 改正法によって条例で定めることが許容されている事項

ア 行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料

「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

改正法の規定により、都道府県及び政令指定都市は、行政機関等匿名加工情報の民間事業者による供用に係る提案の募集について義務付けられていますが、それら以外の地方公共団体においては、当該制度の導入については義務ではなく、任意導入となっております。

本市では、現時点において、当該制度に関する要望等はなく、需要が見込まれないため、当該制度の導入を見送ることとし、当該制度に係る手数料に関しても規定は設けない予定です。

なお、当該制度の導入時期については、他の地方公共団体の状況等を総合的に勘案し、今後検討を進めて参ります。

イ 条例要配慮個人情報

要配慮個人情報の定義の内容については、旧条例と改正法において規定内容が概ね同様であることから、本市において「条例要配慮個人情報」として新たに独立した規定を設ける予定はありません。

ウ 改正法による不開示情報と長岡市情報公開条例における非公開情報との整合性の保持

改正法の規定により、情報公開制度との整合を図るために地方公共団体

が条例で定めることによって、改正法に規定する不開示情報の加除を行うことができることとされています。

本市では、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号。「以下「情報公開条例」という。）との整合を図るため、改正法の規定に「法令秘情報」を不開示情報として加え、及び「公務員等の氏名」を不開示情報から除外することとしました。

エ 開示等の決定期限

改正法において規定された開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）の決定までの期限について、現行制度よりも開示等請求者の利益が後退する（決定までに時間を要する。）懸念があるため、期限を短縮し、現行制度と同様の期限となるように新条例に規定を設けることとしました。

	開示請求	訂正請求	利用停止請求
現行制度	請求があった日から14日以内		
改正法	請求があった日から30日以内		
新条例	請求があった日から14日以内		

(3) 現行制度からの主な変更点

ア 改正法が適用される機関

旧条例では「議会」も実施機関の一つとされ、同条例の規定が適用されていましたが、改正法においては、議会が「地方公共団体」の定義から除外されたため、同法の規定が適用されないこととなります。

イ 開示等の決定に係る延長の期限

開示等の決定に係る延長の期限について、現行制度では延長期限に関する規定がありません（無期限）でしたが、改正法の規定に基づき、次の表のとおりとなりました。

	開示請求	訂正請求	利用停止請求
現行制度	特に規定なし。		
改正法	30日以内。ただし、同日以内の開示決定等が事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、その部分について無期限延長が可	30日以内。ただし、同日以内の訂正又は利用停止決定等に長期間を要すると認める場合には、無期限延長が可能。	

	能。	
--	----	--

ウ 個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録制度

改正法では、1,000人以上の個人情報が記録された個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられているため、本市においても、改正法の規定に基づき、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行います。

また、現行の個人情報取扱事務登録制度においては、登録を行った事務に係る個人情報の取扱いについて当該登録内容を公表することとしていました。改正法施行後においては、当該事務登録制度を廃止し、個人情報ファイル簿のほかに、市の内部で個人情報事務を管理する帳簿を作成し、個人情報ファイル簿の作成要件に満たない事務についても、引き続き適正な管理を行う予定です。

エ 長岡市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項

現行の制度においては、要配慮個人情報の取得、個人情報の本人外収集等、個人情報の目的外利用若しくは外部提供等又は電子計算機結合を行うことについて、原則として行うことができないとされており、それらの事項を例外的に行う場合の根拠の一つとして、長岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）へ個別的に諮問を要することとされてきました。

改正法施行後においては、それらの事項について、個別的に審議会に諮問することが許容されず、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見を聴くことが特に必要であると認める場合にのみ、条例に規定することにより同審議会への諮問することができることとされていることから、次の各号のいずれかを行う場合に限り、同審議会への諮問を行うことができる旨の規定を設けることとしました。

- (ア) 新条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (イ) 安全管理措置の基準を定めようとする場合
- (ウ) 前2号の場合のほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

オ 電子計算機結合の制限の廃止

現行制度においては、法令等の規定により設置された電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織によるとき、電子計算機の結

合を行うことについて法令等に定めがあるとき、又は公益又は市民の福祉の向上のため審議会の意見を聴いて必要と認めたときに限り、電子計算機の結合ができることとされておりましたが、改正法施行後においては、電子計算機の結合を制限する規定を設けることが許容されていないことから、それらの制限規定については廃止されることとなりました。

カ 長岡市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

現行制度においては、「審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合」のみを除いて、長岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこととされています。

改正法においては、当該場合に加え、「裁決で、開示等に係る審査請求の全部を認容する場合」についても審査会への諮問義務から除かれることとなりました。

カ 個人情報保護委員会による監視、個人情報漏えいの報告等

改正法により、国の機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が確立されたことに伴い、100人以上の個人情報の漏えい等が発生した場合等における同委員会へ報告義務等が課されました。

4 新条例の附則における条例改正の概要

(1) 長岡市情報公開条例の一部改正

情報公開条例においても、個人情報保護制度との統一性を図るため上記3(3)カの内容と同様の改正を行い、開示に対する反対意見書が提出されている開示請求に係る開示を実施する場合における開示決定日とその実施日の間の日数の下限を「7日」から「2週間」に延長し、並びに旧条例の廃止及び改正法施行に伴う文言整理等の所要の改正を行います。

(2) その他条例の一部改正の概要

旧条例の廃止及び改正法施行に伴う文言整理等の所要の改正を行います。

5 今後のスケジュール

- ・ 令和4年9月20日～10月20日 パブリックコメントの実施
- ・ 令和4年9月中旬～11月中旬 検察庁協議
- ・ 同年10月下旬 審議会への諮問

- ・ 同年10月下旬 審査会への報告
- ・ 同年12月上旬 長岡市議会に条例案を上程
- ・ 令和5年4月1日 新条例施行

長岡市個人情報保護法施行条例（案） のパブリックコメント

（説明）

- 1 制定する条例（案）の条文を記載しています。
- 2 制定条例の施行日は、令和5年4月1日の予定です。

長岡市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）第6条第1項第2号ウに規定する当該公務員等の氏名に関する情報とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、長岡市情報公開条例第6条第1項第1号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報開示を受ける者は、開示の実施に当たり、現に要する実費を負担するものとする。ただし、市長は、公益又は公共の利益のため必要があると認めるときは、当該実費を免除し、又は減額することができる。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関（議会を除き、公立大学法人長岡造形大学を含む。以下同じ。）が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後

の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第10条 法第105条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により行う市の機関の諮問は、同項の規定にかかわらず、長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年長岡市条例第●号)第3条に規定する長岡市情報公開・個人情報保護審査会に対して行うものとする。

(審議会への諮問)

第11条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、長岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和4年長岡市条例第●号）に規定する長岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第4条、第42条第2項及び第43条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1項第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定に基づき公の施設の管理に関する業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前に旧条例第17条、第29条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例に

よる。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（長岡市情報公開条例の一部改正）

第5条 長岡市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第2条第1項第2号の2」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第9条の2第3項中「7日間」を「2週間」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第11条を次のように改める。

(公開請求に係る手数料等)

第11条 公開請求に係る手数料は、徴収しない。

2 前条の規定による情報の公開を受ける者は、公開の実施に当たり、現に要する実費を負担するものとする。ただし、市長は、公益又は公共の利益のため必要があると認めるときは、当該実費を免除し、又は減額することができる。

第12条第1項前段中「当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合を除き、直ちに、長岡市附属機関設置条例(昭和32年長岡市条例第7号)」を「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、直ちに、長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年長岡市条例第●号)」に改め、同項後段中「第9条第1項本文に規定する審理手続を行う者の指名は、同項ただし書の規定により行わないものとする」を「第9条第1項(ただし書を除く。)及び第2項並びに第2章第4節の規定は、適用しない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等(公開決定等に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。)

(長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第6条 長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年長岡市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第12条中「長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(長岡市暴力団排除条例の一部改正)

第7条 長岡市暴力団排除条例(平成24年長岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)第2条第1項第3号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

(長岡市手数料条例の一部改正)

第8条 長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の15の表の1の項中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第23条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条」に、「長岡市個人情報保護条例第40条第5項」を「長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年長岡市条例第●号）第11条第3項」に改め、同表の5の項中「長岡市個人情報保護条例第40条第5項」を「長岡市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第3項」に改める。

（長岡市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例の一部改正）

第9条 長岡市放置自動車の発生の防止及び処理に関する条例（平成18年長岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第2条第1項第3号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

（長岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正）

第10条 長岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成29年長岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）第2条第1項第3号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。